

静岡県告示第671号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年10月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 定期検査日程

検査区域 島田市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
12月2日（火）	午前10時30分～午後3時	川根文化センター	島田市川根町家山1173－1
12月3日（水）	午前10時30分～午後2時		
12月4日（木）	午前10時～午後3時	大井川農協 茶加工課金谷工場	島田市番生寺666－1
12月5日（金）	午前10時～午前11時30分	北部ふれあいセンター	島田市神座397番地の1
	午後1時～午後3時	大津農村環境改善センター	島田市尾川1
12月8日（月）	午前10時～午後3時	島田市博物館	島田市河原1丁目5－50
12月9日（火）	午前10時～午後3時	大井川農協茶加工課金谷工場	島田市番生寺666－1
12月10日（水）	午前10時～午後3時	北部ふれあいセンター	島田市神座397番地の1
12月11日（木）	午前10時～午後3時	六合公民館	島田市道悦5丁目13－3
12月12日（金）	午前10時～午後3時	初倉公民館	島田市阪本1336－1
12月15日（月）	午前11時～午後2時	山村都市交流センターささま	島田市川根町笹間上394
12月16日（火）	午前10時～午後3時	大井川農協茶加工課金谷工場	島田市番生寺666－1
12月17日（水）	午前10時～午後3時	島田球場	島田市横井4丁目19－1
12月18日（木）	午前10時～午後3時		
12月19日（金）	午前10時～午後3時		

検査区域 藤枝市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
1月8日（木）	午前10時～午前11時30分	株式会社市之瀬の里 （旧市之瀬茶業農業協同組合）	藤枝市瀬戸ノ谷7374
	午後1時～午後3時	藤の瀬会館	藤枝市本郷876
1月9日（金）	午前10時～午後2時	大井川農協茶加工課藤枝工場	藤枝市堀之内848
1月13日（火）	午前10時30分～午後2時	新舟会館	藤枝市岡部町新舟230－1
1月14日（水）	午前10時～午後3時	大洲地区交流センター	藤枝市大洲3丁目17－12
1月15日（木）	午前10時～午後3時	高洲地区交流センター	藤枝市高柳4丁目9－13
1月16日（金）	午前10時～午後3時		

1月19日（月）	午前10時～午後3時	大井川農協岡部集荷場	藤枝市岡部町内谷646－1
1月20日（火）	午前10時～午後2時		
1月21日（水）	午前10時～午後3時	生涯学習センター	藤枝市茶町1丁目5－5
1月22日（木）	午前10時～午後3時		
1月23日（金）	午前10時～午後3時		
1月26日（月）	午前10時～午後3時		
1月27日（火）	午前10時～午後3時		
1月28日（水）	午前10時～午後3時		
1月29日（木）	午前10時～午後3時	高洲地区交流センター	藤枝市高柳4丁目9－13

検 査 区 域 焼津市

検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所	所 在 地
1月30日（金）	午前10時～午後3時	焼津市役所大井川庁舎	焼津市宗高900
2月2日（月）	午前10時～午後3時		
2月3日（火）	午前10時～午後3時	焼津水産加工センター	焼津市惣右衛門1280－2
2月4日（水）	午前10時～午後3時	大富地域交流センター	焼津市中根新田93－1
2月5日（木）	午前10時～午後3時	小川地域交流センター	焼津市南小川2丁目19－1
2月6日（金）	午前10時～午後3時		
2月9日（月）	午前10時～午後3時	和田地域交流センター	焼津市田尻1992－2
2月10日（火）	午前10時～午後3時	東益津地域交流センター	焼津市石脇上65
2月12日（木）	午前10時～午後3時	焼津さかなセンター	焼津市八楠4丁目13－7
2月13日（金）	午前10時～午後3時	和田地域交流センター	焼津市田尻1992－2
2月16日（月）	午前10時～午後3時	焼津さかなセンター	焼津市八楠4丁目13－7
2月17日（火）	午前10時～午後3時	サンライフ焼津	焼津市中港3丁目3－12
2月18日（水）	午前10時～午後3時		
2月19日（木）	午前10時～午後3時		
2月20日（金）	午前10時～午後3時		

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和7年12月2日から令和8年3月19日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会